

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

政令の整備に関する政令案要綱

第一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正（第二条関係）

一 保険者支援制度の延長に伴い、市町村が一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる額の算定方法について、所要の整備を行うこと。

二 保険財政共同安定化事業について、都道府県がその対象となる医療費の額や拠出金の算定方法を定める場合における基準を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 健康保険法施行令の一部改正（第三条関係）

全国健康保険協会（第四において「協会」という。）における短期借入金償還に要する費用の額に充てる額を定めること。

第三 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（第四条関係）

都道府県が後期高齢者医療広域連合に対して交付する交付金について、財政安定化基金を充当できる限

月額を定めること。

#### 第四 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第六条関係）

都道府県単位保険料率（協会が支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者等をいう。）を単位として決定する一般保険料をいう。）の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備等を行うこと。

#### 第五 その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

#### 第六 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。